

生産物分類コードの取扱い及びレイアウトについて（案）

（1）生産物分類コードの設定方法

生産物分類コードの設定についての基本的な考え方について、以下のとおりに整理したい。

「暫定分類コード」を引継ぐ。また今回、サービス分野と財分野の生産物分類を、整理・統合して一つの生産物分類として整備することから、日本標準産業分類（以下 J S I C という。）の第 14 回改定に合わせてこれまでの「暫定分類コード」の上 4 桁を修正した「生産物分類コード」を初期設定する。

ただし、これまでの「暫定分類コード」で設定されていた、統合分類細分コード（5 桁、6 桁目）、詳細分類細分コード（7 桁、8 桁目）を 3 の倍数にする内容については取りやめ、さらに統合分類細分コードと詳細分類細分コードをこれまでの 2 桁から増やすこととする。

（理由）

暫定分類コードを引き継ぐのは、暫定分類コードをまとめると暫定統合分類となり、経済センサス活動調査において暫定統合分類を使用して調査しているため、この考え方を引き継ぐものである。ただし、統合分類細分コード、詳細分類細分コードは今回、新たに振り直すこととするが、これは、コードの 3 の倍数の間（1、2、4、5…）の取扱いが難しいため、どのような場合に間のコードを使用し、どのような場合に最後の数のあとに新たな 3 の倍数を振るのかの取扱いが煩雑になることを防ぐためである。

※ ただし、今後は J S I C 改定の際のコード変更のみによる生産物分類コードの変更は行わない。J S I C と生産物分類の紐付けは、下記のように現行どおり「生産物分類項目名、説明及び内容例示」において、J S I C との対応関係（大分類コード、大分類名、小分類）を整理することとしたい（以下の赤線太枠のとおり）。

サービス分野の生産物分類(2019年設定)				日本標準産業分類(平成25年10月改定) (J S I C)		
暫定分類コード		分類項目名	説明・内容例示	大分類コード	大分類名	J S I C 小分類
33100300	1	電気(卸売)		F	電気・ガス・熱供給・水道業	
33100303	1	電気(卸売)	電気事業者向けに販売する電気 ○ 地帯間販売電力料、他社販売電力料	F	電気・ガス・熱供給・水道業	331

(2) 今後（次回改定以降）のコードの振り方の整理

基本的な考え方として、今回初期設定された「生産物分類コード」は、今後 J S I C の改定による J S I C コードの移動等の変更による影響は受けず、生産物分類の見直しを由来としたコード番号の変更のみ行うこととする。また、生産物の内容は変わらず、単なる名称の変更を行う場合は、生産物分類コードは変更しない。

① 新規立項・廃止時

分類の新規立項、廃止に伴う番号の振替えは行わず、廃止項目のコードは停止し、新規立項する際は既存のコードを流用するのではなく新たなコードを付与する。

また、産出量が減るなどしたために生産物分類項目を廃止する場合は、「99 その他の〇〇」というバスケット項目等に吸収されることになるが、その場合は検討の結果他の項目へ吸収されたという旨をきちんと資料に明記し、引き継ぐこととする。

(理由)

今後も生産物分類の改定を定期的に行うことから、「生産物分類コード」の修正にかかるコストを軽減するため。

また、停止する「生産物分類コード」を欠番することにより、従前はどのような生産物分類が設定されていたのかを「生産物分類コード」単位で確認することができ、設定～停止までの生産物の歴史がわかりやすくなることを期待する。また、衰退した生産物のコードについても、再び復活させることが可能なため、停止へのハードルが下がるとともに流行の盛衰がわかりやすくなることも期待できる。

② 分類項目の分割

既存の分類項目を分割する際は、これまでの分類コードを停止し、複数の分類コードを新設する。

③ 分類項目の統合

分類項目を統合する際も、これまでの分類コードを停止し、新たな分類コードを新設する。

④ 統合分類間の移動

ある分類項目が統合分類間を移動する場合は、これまで設定されていた統合分類の当該項目のコードを停止し、新たな統合分類内の詳細分類、末尾999を除いた最後に新たなコードを設定する。

(3) 生産物分類コードレイアウト (案) について

上記で示した生産物分類コードの基本的な考え方に基づき、具体的に今後の生産物分類コードを以下の案のとおり初期設定したい。

コードレイアウト案

- ・ JSICコード (4桁) + 統合分類細分コード (3桁) + 詳細分類細分コード (4桁)
- ・ 需要先識別コード
- ・ 後置符号

図 生産物分類コードレイアウト (①+②+③)、需要先別コード、後置符号

1桁目	2桁目	3桁目	4桁目	5桁目	6桁目	7桁目	8桁目	9桁目	10桁目	11桁目		
1	6	3	0	0	1	0	0	0	1	0	1	R
① JSICの分類符号				② 統合分類細分コード			③ 詳細分類細分コード				※1	※2

※1 需要先識別コード
※2 後置符号

生産物分類コード

① JSIC (第14回改定時点) の分類符号

当該生産物に対応する第14回改定版 JSIC 小分類 (3桁) を充てる。JSIC 中分類 (2桁) レベルで対応している生産物は3桁目を「0」とし、JSIC 細分類 (4桁) レベルで対応している生産物は4桁目も付番されるが、それ以外は、4桁目は原則として「0」とする。

なお、主たる産業が特定されない生産物については、JSICの分類符号を「9999」と表示している。

② 統合分類細分コード (5桁、6桁、7桁目)

「010」～「999」を使用し、「000」は使用しない。なお、「999」は統合分類の「その他」項目 (バスケット項目) にのみ使用し、通常項目 (バスケット項目以外の分類項目) には使用しない。

初期設定では「010、020、030…」と10ごとに振っていき、7桁目 (統合分類細分コードの一の位) は、統合分類の分割、統合、類似項目の新設の際に枝番として使用し、近い統合分類をまとめることに利用する。統合分類細分コードは最大98、枝番は最大で9まで増やすことが出来る。

③ 詳細分類細分コード（8桁、9桁、10桁、11桁目）

「0000」～「9999」を使用し、「0000」は統合分類にのみ使用する。また「9999」は詳細分類の「その他」項目（バスケット項目）にのみ使用し、通常項目（バスケット項目以外の分類項目）には使用しない。

初期設定では「0010、0030、0050…」と20ごとに振っていき、11桁目（詳細分類細分コードの一の位）は、統合分類の分割、統合、類似項目の新設の際に枝番として使用し、近しい詳細分類をまとめることに利用する。詳細分類細分コードは最大で499、枝番は最大で19まで増やすことが出来る。

その他

需要先識別コード（※1）

需要先を識別するコード。

「0」～「9」を使用する。専らの需要先が異なることがほぼ特定可能な場合は、以下の「1」、「2」及び「6」から選定し、需要先が混在していて特定できない場合又は需要先が不明である場合は「9」とする。

「1」：事業者向け

「2」：一般消費者向け

「6」：輸出向け

「9」：混在・不明

後置符号（※2）

参考として設ける符号であり、全ての生産物に付番されるものではない。

「C」：専ら費用積み上げにより生産額を測定する生産物に付番

「R」：生産物に関連して把握が必要な収入項目に付番

「U」：賃加工品（※ Outsourced products）

「K」：くず・廃物（※ Kuzu・Haibutsu）

(4) コードの立項、停止、分割、統合時の各コードレイアウトそれぞれの例について

① 統合分類項目の分割

統合分類を分割、統合する際は、もとの分類コードを停止し、新たな統合分類を新設する。

例えば、「広告サービス」を「メディア広告サービス」と「その他の広告サービス」に分割するときは、7桁目の枝番を使って、元の位置に近いところに立項する。

統合分類細分コード	統合分類項目名	詳細分類細分コード	詳細分類項目名	統合分類細分コード	統合分類項目名	詳細分類細分コード	詳細分類項目名				
73100300000	1	広告サービス	73100300010	1	新聞広告サービス	73100310000	1	メディア広告サービス	73100310010	1	新聞広告サービス
73100300000	1	広告サービス	73100300030	1	雑誌広告サービス	73100310000	1	メディア広告サービス	73100310030	1	雑誌広告サービス
73100300000	1	広告サービス	73100300050	1	テレビ広告サービス	73100310000	1	メディア広告サービス	73100310050	1	テレビ広告サービス
73100300000	1	広告サービス	73100300070	1	ラジオ広告サービス	73100310000	1	メディア広告サービス	73100310070	1	ラジオ広告サービス
73100300000	1	広告サービス	73100300090	1	屋外広告サービス（交通 広告サービスを除く）	73100310000	1	メディア広告サービス	73100310090	1	インターネット広告サービス
73100300000	1	広告サービス	73100300110	1	交通広告サービス	73100320000	1	その他の広告サービス	73100320010	1	屋外広告サービス（交通 広告サービスを除く）
73100300000	1	広告サービス	73100300130	1	インターネット広告サービス	73100320000	1	その他の広告サービス	73100320030	1	交通広告サービス
73100300000	1	広告サービス	73100300150	1	折込広告・折込チラシ 広告サービス	73100320000	1	その他の広告サービス	73100320050	1	折込広告・折込チラシ 広告サービス
73100300000	1	広告サービス	73100300170	1	ダイレクトメール広告 サービス	73100320000	1	その他の広告サービス	73100320070	1	ダイレクトメール広告 サービス
73100300000	1	広告サービス	73100300190	1	フリーペーパー・フリー マガジン広告サービス	73100320000	1	その他の広告サービス	73100320090	1	フリーペーパー・フリー マガジン広告サービス
73100300000	1	広告サービス	73100300210	1	セールスプロモーション (S P)サービス	73100320000	1	その他の広告サービス	73100320110	1	セールスプロモーション (S P)サービス
73100300000	1	広告サービス	73100300230	1	イベントプロモーション サービス	73100320000	1	その他の広告サービス	73100320130	1	イベントプロモーション サービス
73100300000	1	広告サービス	73100300250	1	パブリックリレーション ズ(P R)サービス	73100320000	1	その他の広告サービス	73100320150	1	パブリックリレーション ズ(P R)サービス
73100300000	1	広告サービス	73100309999	1	その他の広告サービス	73100320000	1	その他の広告サービス	73100329999	1	その他の広告サービス

② 性質の似た生産物の新規立項時

分類の新規立項、廃止に伴う番号の振替えは行わず、廃止項目のコードは停止し、新規立項する際は新たなコードを付与する。

例えば、統合分類「処理牛乳、乳飲料、乳製品」に新たに詳細分類に「未処理牛乳」を生産物として立項するとき、「09100600010 処理牛乳」の枝番を使用し、処理牛乳の下に未処理牛乳を持ってくるなど。

【性質の似た生産物の新規立項】

09100600010	9	処理牛乳		
09100600011	9	未処理牛乳		新規立項
09100600020	9	乳飲料、乳酸菌飲料	牛乳を主とした飲料。 ○ 乳酸菌飲料、コーヒー入り牛乳、フルーツ牛乳 × ミルク入りコーヒー飲料	
09100600030	9	練乳、粉乳、脱脂粉乳	○ クリームパウダー	
09100600040	9	バター	× マーガリン	
09100600050	9	チーズ		
09100600060	9	クリーム乳製品		
09100600070	9	アイスクリーム	○ アイスクリームミックス、乳製冷菓 × 乳製品以外のアイス	
09100600080	9	その他の乳製品	○ 脱脂乳、カゼイン、乳糖、発酵乳	

③ 詳細分類項目の分割

既存の詳細分類項目を分割する際は、これまでの分類コードを停止し、複数の分類コードを新設する。

例えば、

「国内定期航空旅客運送サービス（ファーストクラス、ビジネスクラス）」を

- ・国内定期航空旅客運送サービス（ファーストクラス）
- ・国内定期航空旅客運送サービス（ビジネスクラス）

に分割するとき、ファーストクラス、ビジネスクラスの46100100010の枝番を使用し、エコノミークラスの前にファーストクラス、ビジネスクラスをもってくるなど。

46100100010	9	国内定期航空旅客運送サービス（ファーストクラス、ビジネスクラス）	国内諸空港間で定期便の航空機により旅客を運送するサービスのうち、ファーストクラス又はビジネスクラスのサービス。 本分類に含まれるサービスと併せて手荷物を運送するサービスは本分類に含まれる。	停止（分割）
46100100011	9	国内定期航空旅客運送サービス（ファーストクラス）	国内諸空港間で定期便の航空機により旅客を運送するサービスのうち、ファーストクラスのサービス。 本分類に含まれるサービスと併せて手荷物を運送するサービスは本分類に含まれる。	46100100010を分割して新設
46100100012	9	国内定期航空旅客運送サービス（ビジネスクラス）	国内諸空港間で定期便の航空機により旅客を運送するサービスのうち、ビジネスクラスのサービス。 本分類に含まれるサービスと併せて手荷物を運送するサービスは本分類に含まれる。	46100100010を分割して新設
46100100020	9	国内定期航空旅客運送サービス（エコノミークラス）	国内諸空港間で定期便の航空機により旅客を運送するサービスのうち、エコノミークラスのサービス。 本分類に含まれるサービスと併せて手荷物を運送するサービスは本分類に含まれる。	
46100100030	9	国内不定期航空旅客運送サービス	国内諸空港間で不定期便の航空機により旅客を運送するサービス。 本分類に含まれるサービスと併せて手荷物を運送するサービスは本分類に含まれる。	
46100100040	9	緊急航空運送サービス	航空機による緊急運送サービス ○ ドクターヘリ、山岳救助ヘリ	
46100109999	9	その他の国内航空旅客運送サービス	国内航空旅客運送サービスのうち、他に分類されないもの。 遊覧飛行その他の航空機による旅客運送サービス、航空写真の撮影や航空測量などを行う事業者を航空機で運送するサービスは本分類に含まれる。	

④ 詳細分類項目の統合

分類項目を統合する際も、これまでの分類コードを停止し、新たな分類コードを新設する。

例えば、

- ・ 電子計算機・同関連機器のファイナンスリース
- ・ ソフトウェアのファイナンスリース

を統合するとき、70300100010の枝番を使用し、元の位置に近いところに統合後の詳細分類をもってくるなど。

70300100010	1	電子計算機・同関連機器のファイナンスリース	電子計算機・関連機器をファイナンスリースするサービス ○ 電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM（コンピュータ設計・製造システム）のファイナンスリース	70300100011 へ統合して停止
70300100011	1	電子計算機・同関連機器及びソフトウェアのファイナンスリース	電子計算機・関連機器及びソフトウェアをファイナンスリースするサービス リース事業者向けに提供されるソフトウェアの使用許諾サービスは、ソフトウェアの使用許諾サービス（エンドユーザー向けを除く）に分類される。 ○ 電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM（コンピュータ設計・製造システム）のファイナンスリース	新設（統合）
70300100020	1	ソフトウェアのファイナンスリース	ソフトウェアをファイナンスリースするサービス。 リース事業者向けに提供されるソフトウェアの使用許諾サービスは、ソフトウェアの使用許諾サービス（エンドユーザー向けを除く）に分類される。	70300100011 へ統合して停止
70300100030	1	事務用機器のファイナンスリース	事務用機器をファイナンスリースするサービス ○ コピー機、レジスター、会計機械、タイムレコーダー、あて名印刷機、オフセット印刷機（B3版未満）、エアシューター（気送管）、シュレッダー、事務用什器・備品のファイナンスリース	

(参考資料)

2019年設定の生産物分類
JSIC大分類別、各統合分類別の
最大詳細分類細分コードの数

財分野		サービス分野	
A	44	F	2
B	35	G	4
C	20	H	5
D	27	J	8
E	32	K	7
I	13	L	13
S	1	M	3
		N	7
		O	5
		P	5
		Q	-
		R	7

※その他の〇〇 (99) を除く。